

♥ 医療法人 社団 桑崎会
グループホーム エルーセラ
(介護予防)認知症対応型共同生活介護 契約書(乙)

契約当事者の表示

<契約者(以下「甲」という)>

ふりがな
氏 名

<利用者>

ふりがな
氏 名

性 別	男 ・ 女	生年月	大 ・ 昭	年	月	日			
介護保険被保険者番号									
要介護状態区分等		要支援 2	要介護	1	・ 2	・ 3	・ 4	・ 5	
認定年月日		年 月 日							
認定の有効期間		年 月 日 ~ 年 月 日							
認知症高齢者の日常生活自立度		自立	I	II a	II b	III a	III b	IV	M
被保険者証記載の特記事項 (特記事項がない場合は斜線)									

<事業者(以下「乙」という)>

事業者名 医療法人 社団 桑崎会

利用目的施設(以下「目的施設」という)の表示

施設の名称 グループホーム エルーセラ
(介護予防)認知症対応型共同生活介護事業者の指定番号 0970400354
施設の目的 (介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスの提供
施設の所在地 栃木県佐野市免鳥町496
敷地の面積 3,861 m²
建 物 構造 木造 平家建
延床面積 310.43 m²

利用開始日 年 月 日

目的施設は、介護保険法関連法令と本契約の各条項に従って、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家庭的な環境の下で日常生活の介助を通じて安心と尊厳のある生活を営むことを支援する為のものです。

乙は、本事業の社会的意義と責任を深く認識し、事業経営の安定とサービス水準の維持に努力すると共に、利用者に対してその権利を尊重し、礼節と尊敬を持って接するように努めます。

又、甲、利用者及び身元引受人等は、乙や他の利用者との間に相互信頼と互助の精神によって良好な関係を形成するように努めなければなりません。

全ての関係者は、目的施設が長期に渡り安心且つ快適に暮らせる共同生活の場として機能するよう、それぞれの立場で相協力することを誓います。

第1条(契約期間と更新)

- 1 本契約の契約期間は 年 月 日から 年 月 日までとします。
但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合は、変更後の要介護認定の満了日をもって契約期間の満了日とします。
- 2 契約期間満了日の14日前までに、甲から書面による更新拒絶の申し出が無い場合、本契約は更新され以降も同様としますが、甲が要介護の認定更新手続きを辞退した場合、又は甲が自立若しくは要支援1と認定された場合は、この契約は終了します。
- 3 本契約が更新された場合、更新後の契約期間は、期間経過の翌日から更新後の要介護認定有効期間の満了日とします。但し、契約期間満了日以前に甲が要介護状態区分の変更の認定を受け、要介護認定有効期間の満了日が更新された場合、変更後の要介護認定有効期間の満了日をもって契約期間の満了日とします。

第2条(身元引受人)

- 1 乙は、甲に対して身元引受人を定めることを求めることがあります。但し、社会通念上、身元引受人を定めることができない相当の理由がある場合はその限りではありません。尚、甲は身元引受人を兼ねることができます。
- 2 身元引受人は、本契約に基づく甲及び利用者の乙に対する債務について連帯債務者となると共に、乙が必要有と認め要請した時はこれに応じて乙と協議し、身上監護に関する決定、利用者の身柄の引き取り、残置財産の引き取り等を行うことに責任を負います。

第3条(入居基準)

甲は、利用者が次の各号に適合する場合に入居させることができます。

- ① 要支援2以上の認定者であり、且つ認知症の状態にあること。
- ② 少人数による共同生活を営むことに支障がないこと。
- ③ 自傷他害の恐れが無いこと。
- ④ 常時医療機関に於いて治療をする必要がないこと。
- ⑤ 本契約に定めることを承認し、重要事項説明書に記載する乙の運営方針に賛同できること。

第4条(介護計画の作成)

- 1 乙は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、甲及び介護従事者と協議の上、援助の目標、当該目標を達成する為の具体的なサービスの内容等を記載した(介護予防)認知症対応型共同生活介護計画(以下「介護計画」という)を速やかに作成します。
- 2 乙は、介護計画作成後に於いても、その実施状況の把握を行い、必要に応じて介護計画の変更をします。
- 3 甲は乙に対し、いつでも介護計画の内容を変更するよう申し出ることができます。この場合、乙は、明らかに変更の必要が無い時及び甲又は利用者の不利益となる場合を除き、甲の希望に沿うように介護計画の変更を行います。
- 4 乙は、介護計画を作成し、又、同計画を変更した場合には、甲及び利用者に対し、その計画の内容を説明します。

第5条(介護サービスの内容及びその提供)

- 1 乙は、前条により作成される介護計画に基づき本条のとおり各種サービスを提供し、本条第3項のサービスの提供にあたっては、甲及び利用者に対し、同サービスの内容の説明をし、同意を得ます。
尚、各種サービスの内容は、「重要事項説明書」のとおりです。
- 2 利用者は、介護保険給付対象サービスとして、次の各号のサービス等を受けることができます。但し、それらのサービスは、サービス毎に区分することなく、全体を包括して提供されます。
 - ① 入浴、排泄、食事、着替え等の介護。
 - ② 日常生活上の世話。
 - ③ 機能回復訓練。
 - ④ 相談、援助。
 - ⑤ 行政手続代行。
- 3 乙は、介護保険給付の対象外となる有料のサービス(重要事項説明書に記載)の提供については、甲に事前に、その余裕が無い場合は事後速やかに報告して了解を得ます。
- 4 乙は、利用者自身又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限しません。
- 5 乙は、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努め、その利用者の利用状況等を把握するようにします。

第6条(介護計画作成までのサービス)

乙は、利用者に対し、入居後第4条の介護計画が作成されるまでの間、利用者がその状態と有する能力に応じた日常生活を営むことができるよう適切な各種サービスを提供します。

第7条(医療上の必要への対応)

- 1 乙は、入居者が病気又は負傷等により検査や治療が必要になった場合、その他必要を認めた場合は、入居者の主治医又は乙の協力機関に於いて必要な治療等が受けられるよう支援します。
- 2 乙は、利用者に健康上の急変があった場合は、消防署若しくは適切な医療機関と連絡を取り救急治療或いは緊急入院が受けられるようにします。
- 3 乙は、サービス供給体制の確保並びに夜間における緊急時の対応の為に、別紙重要事項説明書記載の施設と協力体制をとっています。

第8条(衛生管理)

乙は衛生管理対策で、業務継続計画(BCP)に基づき以下の事項を定めます。

- ① 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に務め、又は衛生上必要な措置を講ずると共に、医薬品及び医療用具の管理を適正に行います。
- ② 平時からの備えや対策、初動対応を含む感染拡大防止体制、感染症発生時における業務継続、非常時における早期の業務再開を図るための業務継続計画を策定し、従業者へ周知します。又、計画を定期的に検証し、見直します。
- ③ インフルエンザ、腸管出血性大腸菌群、レジオネラ症等の対策について、その発生及びまん延を防止する為の適切な措置を周知徹底します。
- ④ 食中毒及び感染症の、発生や蔓延を防止する為に衛生的な管理を行います。又、必要に応じて保健所の助言、指導を求めると共に、常に密接な連携がとれるよう努めます。
- ⑤ 管理栄養士、栄養士、調理師等厨房の従業者は、毎月1回、検便を行わなければなりません。
- ⑥ 定期的に、鼠族、昆虫の駆除を行います。
- ⑦ 空調設備等により施設内の適温の確保に努めます。
- ⑧ 感染症対策委員会を設置し、下記事項に取り組みます。
 - ・ 感染対策担当者を、感染対策委員として各部署から1名以上ずつ選出します。(医師と看護師は必ず1名以上ずつ選出します。)
 - ・ 感染対策についての指針を整備し、定期的に見直します。
 - ・ 感染対策委員会を3月に1回以上開催します。
 - ・ 感染対策委員会の結果について、従業者に周知徹底します。
 - ・ 感染対策に関する研修を、従業者へ定期的に年2回以上実施します。又、従業者の新規採用時にも研修を実施します。
 - ・ 感染対策に関する訓練を、従業者へ年2回以上実施します。

第9条(褥瘡予防対策)

当施設は、利用者の褥瘡予防対策で、以下の事項を定めます。

- ① 褥瘡対策担当者を、褥瘡対策委員として各部署から1名以上ずつ選出します。(医師と看護師は必ず1名以上ずつ選出します。)
- ② 褥瘡のハイリスク者(日常生活自立度が低い入所者等)に対し、褥瘡予防のための計画の作成、実践並びに評価を実施します。
- ③ 褥瘡対策委員会を設置し、3月に1回以上開催します。
- ④ 褥瘡対策についての指針を整備し、定期的に見直します。
- ⑤ 褥瘡対策に関する研修を、従業者へ定期的に年1回以上実施します。

第 10 条(事故発生の防止及び発生時の対応)

乙は、事故発生の防止及び発生時の対応に取り組む為、以下の事項を定めます。

- ① 事故対策担当者を、事故対策委員として各部署から 1 名以上ずつ選出します。
- ② 事故対策委員会を設置し、3 月に 1 回開催します。
- ③ 事故対策の指針を整備し、定期的に見直します。
- ④ 事故が発生した場合等にはその事実を事故対策委員会に報告し、事故対策委員会はその報告内容の分析を通じた改善策を、従業者に周知徹底します。又、利用者等に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者等の家族に、場合によっては市区町村や居宅介護支援事業者等にも連絡すると共に、医療機関への受診等、必要な措置を講じます。尚、事故の状況及び事故に際して採った処置については記録します。
- ⑤ 利用者等に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに実施します。
- ⑥ 転倒等を防止する為の環境整備に努めます。
- ⑦ 事故対策に関する研修を、従業者へ定期的に年 2 回以上実施します。又、従業者の新規採用時にも研修を実施します。

第 11 条(非常災害対策)

乙は、周辺地域の環境及び利用者の特性等に応じて、地震、風水害、火災、その他の災害が発生した場合における安全確保の為の体制及び避難の方法等を定めた業務継続計画(BCP)に基づき、非常災害対策を行います。

- ① 防災担当者、防火管理者には、支援相談員又はグループホーム エルーセラのホーム長を充てます。
- ② 火元責任者には、各部署から各担当者を充てます。
- ③ 防火管理者は、消防計画を策定します。
- ④ 平常時の対応を含む緊急時の対応として、非常災害発生時における業務継続、及び非常時における早期の業務再開を図る為の業務継続計画を策定し、従業者へ周知します。又、計画を定期的に検証し、見直します。
- ⑤ 非常災害に備える為、災害時はもちろんのこと平常時から以下の情報収集等に注意を払います。
 - ・ 利用者の状態、家族の連絡先等の利用者情報の把握
 - ・ 気象情報、災害危険個所の状態等、必要な情報の収集
 - ・ 従業者への防災教育、利用者の防災意識向上等
- ⑥ 下記事項を目的として、他施設及び地域との連携に努め、その旨を利用者及び契約者に周知します。
 - ・ 関係機関(市区町村、消防署、警察署等)への通報、連絡体制の確保
 - ・ 入所者、利用者を円滑に避難誘導するための体制の確保
 - ・ 市区町村との連携協力体制の確保
- ⑦ 非常災害用の設備点検は、契約保守業者に依頼する。点検の際は、防火管理者が立ち会います。
- ⑧ 非常災害設備は、常に有効に保持するよう努めます。
- ⑨ 災害が発生した場合は、被害を最小限に留める為、自衛消防隊を編成し、任務の遂行に当たります。
- ⑩ 防災担当者は、施設職員に対して下記防災訓練を実施します。
 - ・ 防災教育及び基本訓練(防災訓練、通報訓練、避難訓練・・・年 2 回以上)
(夜間を想定した訓練を行う)
 - ・ 非常災害用設備の使用法の徹底・・・随時
 - ・ その他必要な災害防止対策についても必要に応じて対処する体制をとります。
 - ・ 防災訓練に、消防関係者や地域住民の参加が得られるよう連携に努めます。

第12条(虐待の防止の為の措置)

乙は、虐待の発生又はその再発を防止する為、以下の措置を講じます。

- ① 虐待対策委員会を3月に1回以上開催する(テレビ電話装置等の活用可能)と共に、その結果について従業者に周知徹底を図ります。
- ② 虐待防止の為の指針を整備し、定期的又は随時見直し、整備します。
- ③ 虐待防止の為の研修を、従業者へ定期的に年2回以上実施します。又、従業者の新規採用時にも研修を実施します。尚、研修は施設長や管理者に対しても同様に実施します。
- ④ 虐待早期発見チェックシートの活用等による、虐待の早期発見のための取組を実施します。又、メンタルヘルス等に配慮した従業者への面談等を組織的に実施します。
- ⑤ 高齢者虐待発見時の通報義務を従業者へ周知します。
- ⑥ 上記措置を適切に実施する為の担当者を、虐待対策委員として各部署から1名以上ずつ選出します。

第13条(身体拘束の廃止への取り組み)

乙は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、医師の判断で、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。やむを得ず身体拘束を実施する場合は、身体拘束の廃止への取り組みとして、以下の措置を講じた上で実施します。

- ① 当該利用者等又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者等の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を実施しません。又、緊急やむを得ず身体的拘束等を実施する場合は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三要件を満たしていることを確認し、利用者や家族等に説明し、同意の上実施する。尚、実施の際にはカンファレンスでの検討と医師の指示を必要とします。
- ② 身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者等の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。又、身体的拘束等の記録の内容は、「切迫性」、「非代替性」、「一時性」の三要件を満たしていることが確認できる内容と、廃止に向けての検討材料となり得る内容を含むものとします。
- ③ 身体的拘束対策委員会を設置し、3月に1回以上開催します。又、その結果について、従業者に対し、周知徹底を図ります。
- ④ 身体的拘束対策の担当者を、身体的拘束対策委員として各部署から1名以上ずつ選出します。又、身体的拘束対策委員は、幅広い職種により構成します。
- ⑤ 身体的拘束対策の指針を整備し、定期的に見直します。
- ⑥ 身体的拘束等の適正化について、法人全体で情報共有し、今後の再発防止に繋げる為、次に掲げる事項を実施します。
 - ・身体的拘束等について報告する為の様式を整備します。
 - ・従業者は、身体的拘束等の発生ごとにその状況、背景等を記録すると共に、①の様式に従い身体的拘束等について報告します。
 - ・身体的拘束対策委員会に於いて、②により報告された事例を集計し、分析します。
 - ・事例の分析に当たっては、身体的拘束等の発生時の状況等を分析し、身体的拘束等の発生原因、結果等を取りまとめ、当該事例の適正性と適正化策を検討します。
 - ・報告された事例及び分析結果を従業者に周知徹底します。
 - ・適正化策を講じた後に、その効果について評価します。
- ⑦ 身体的拘束対策に関する研修を、従業者へ定期的に年2回以上実施します。又、従業者の新規採用時にも研修を実施します。

第14条(利用料金等の支払)

- 1 甲は乙に対し、介護計画に基づき乙が提供する各種介護保険給付サービス並びに、各種介護保険給付外サービスについて、別紙「重要事項説明書」のとおり利用料等を支払います。
- 2 乙は、甲が乙に支払うべき(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスに要した費用について、利用者が介護サービス費として市町村より支給を受ける額の限度に於いて、利用者に代わって市町村より支払いを受けます(以下法定代理受領サービスという)。
- 3 乙は甲に対し毎月、利用者及び甲が指定する者に対し、月末締めにて翌月の15日までに、前月の料金合計額の請求書及び明細書を発行し、その料金合計額を毎月27日(銀行休業日の場合は、翌営業日)に振替します。
- 4 甲は、乙に対し、当該料金合計額を請求書発行月に支払うものとし、原則支払方法は振替となります。尚、振替が開始されるまでは、請求書に記載されている当施設指定口座への振込にて、請求書が届いてから7日以内に支払うものとします。
- 5 乙は、甲からの利用料等の支払いを受けた時は、甲に対し、領収書を発行します。

第15条(法定代理受領サービス以外のサービス提供証明書の交付)

乙は、法定代理受領サービスに該当しない(介護予防)認知症対応型共同生活介護サービスを提供した場合に於いて、甲から利用料の支払いを受けた時は、甲が償還払いを受けることができるように、甲に対してサービス提供書を交付します。サービス提供証明書には、提供した介護保険給付対象の各種サービスの種類、内容、利用単位、費用等を記載します。

第16条(甲及び利用者の権利)

甲及び利用者は、目的施設内の処遇に関して以下の権利を有します。これらの権利を行使することによって、利用者はいかなる精神的肉体的な抑圧を受けることはありません。

- ① 甲及び利用者は、乙に対する苦情があれば、いつでも乙に直接又は市町村及び別紙「重要事項説明書」記載の連絡先に対して申し出ることができます。
- ② 利用者は、通信の自由を守ることができます。
- ③ 甲及び利用者は、希望すれば利用者に関する健康や介護に関する記載(但し、医師が管理する診療記録は除く)の閲覧或いは複写を請求することができます。甲及び利用者以外の者が閲覧を要求しても、甲の書面による許可がない限り閲覧させることはありません。
- ④ 甲及び利用者は、甲が選択する医師や弁護士その他の専門家といつでも相談することができます。但し、その費用は甲が負担します。
- ⑤ 甲及び利用者は、自己の持ち込み物品を自由に使用することができます。甲は利用者が目的施設内で使用する金銭の管理については協定を締結した上、乙に委託することができます。
- ⑥ 利用者は、サービス提供に際してプライバシーを可能な限り尊重されます。
- ⑦ 利用者の写真、身上や健康に関する記録は、甲及び利用者の意思に反して外部に公開されることはありません。但し、捜索に必要な場合や医療機関への入院及び他の施設への移転に際して引き継ぎを要する場合はこの限りではありません。
- ⑧ 利用者は、身体的拘束その他行動を制限されることはありません。但し、利用者自身や他の利用者等の生命又は身体を保護する為緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。
- ⑨ 甲及び利用者は、利用者個人の衣服や家具備品をその居室に持ち込むことができます。但し、車椅子やストレッチャー等の動きの妨げになる場合や介護に支障がある場合は制限されることがあります。電気製品その他で利用者自身や他の利用者に危害を与える恐れがある物については、予め乙の承認が必要です。又、法令によって所持することが禁じられている物の持ち込みは禁止します。

第17条(甲及び利用者の義務)

甲及び利用者は、目的施設内での処遇に関して以下の義務を負います。

- ① 甲及び利用者は、利用者の能力や健康状態についての情報を正しく乙に提供しなければなりません。
- ② 甲及び利用者は、他の利用者や訪問者及び乙の職員の権利を不当に侵害してはなりません。
- ③ 甲及び利用者は、特段の事情が無い限り、施設内の取り決めやルール及び乙又はその協力医師の指示に従わなければなりません。
もし、甲及び利用者が介護や医療に関する乙又はその協力医師の指示に従うことを拒否する場合は、その旨を明示した書面を乙に提示し、それによって起こる全てについて甲及び入居者が責任を負うことを明らかにしなければなりません。
- ④ 甲及び利用者は、乙が提供する各種のサービスに異議がある場合は、速やかに乙に知らせなければなりません。

第18条(造作・模様替え等の制限)

- 1 甲及び利用者は、居室に造作・模様替えをする時は、甲は乙に対して予め書面によりその内容を届け出て、乙の承認を得なければなりません。又、その造作・模様替えに要した費用及び契約終了時の現状回復費用は甲の負担とします。
- 2 甲及び利用者は、乙の承諾無く居室の錠を取替えたり、付け加えたりすることはできません。
- 3 甲及び利用者は、居室以外の施設について、造作・模様替え等をしてはなりません。

第19条(契約の終了)

次の各号の一に該当する場合は、この契約は終了します。

- ① 要介護の認定更新に於いて、利用者が自立若しくは要支援1と認定された場合。
- ② 利用者が死亡した場合。
- ③ 甲が第14条に基づき本契約の解除を通知し、予告期間が満了した日。
- ④ 乙が第15条に基づき本契約の解除を通知し、予告期間が満了した日。
- ⑤ 利用者が病気の治療等の為90日以上乙の施設を離れることが決まり、その移転先が受入れ可能になった時、又は乙の施設を離れた期間が結果的に90日以上となった時。但し、甲が利用者の90日を越えて入院している期間の乙の収入を保証する場合は、甲乙協議の上本契約の終了を延期することができます。
- ⑥ 利用者が他の介護保険施設への入所が決まり、その施設の側で受け入れが可能となった時。

第20条(甲の契約解除)

甲は乙に対し、いつでも1週間に予告期間を於いてこの契約を解除することができます。

第21条(乙の契約解除)

乙は甲に対し、次の各号に該当する場合に於いては、1週間の予告期間を置いて、この契約を解除することができます。

- ① 正当な理由無く利用料その他自己の支払うべき費用を2箇月分以上滞納し、その支払を督促したにも拘らず10日間以内に支払われない時。又、滞納状況改善後に於いては、再度1箇月分以上滞納し、その支払を督促したにも拘らず10日間以内に支払われない時。
- ② 伝染性疾患により他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れがあると医師が認め、且つ入居者の退去の必要がある時。
- ③ 利用者の行動が他の利用者の生活又は健康に重大な影響を及ぼす恐れが有り、且つ利用者に対する通常の介護方法ではこれを防止することができないと乙が判断した時。
- ④ 利用者が故意に法令その他本契約の条項に重大な違反をし、改善の見込みが無い時。

第22条(退去時の援助及び費用負担)

契約の解除或いは終了により利用者が目的施設を退去する時は、乙は予め退去先が決まっている場合を除き、居宅介護支援事業者又はその他の保健機関若しくは福祉サービス期間等と連携して、利用者又はその家族に対して、円滑な退去の為に必要な援助を行います。尚、利用者の退去までに利用者の生活に要した費用等の実費は、甲の負担とします。

第23条(損害賠償)

- 1 乙は、利用者に対する介護サービスの提供に当たって、万が一事故が発生し、利用者の生命・身体・財産に損害が発生した場合は、不可抗力による場合を除き、速やかに利用者に対して損害を賠償します。但し、利用者に重過失がある場合は、乙は賠償責任を免除され、又は賠償額を減額されることがあります。
- 2 乙は、万が一の事故発生に供えて損害賠償責任保険に加入しています。
- 3 利用者の故意又は重過失により、居室又は備品につき通常保守・管理の程度を越える補修等が必要となった場合には、その費用は甲が負担します。
- 4 前3項の他、利用者及び甲が、当施設の設備や物品等を故意に、又は通常外の使用により破損させてしまった場合には、利用者及び甲に対し、設備や物品等の代替品にて賠償していただく場合があります。

第24条(秘密の保持及び個人情報の保護)

当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する個人情報の利用目的を別紙「個人情報の利用目的」のとおり定め、適切に取り扱います。又、正当な理由無く第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等。
- ② 居宅介護支援事業所等との連携。
- ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知。
- ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等。
- ⑤ 生命・身体の保護の為必要な場合。(災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等)

第25条(電磁的記録)

当施設は、利用者及び契約者との書類等に関する提出や受領に対し、電磁的記録を利用する場合があります。

利用者や契約者が、電磁的記録での書類等に関する提出や受領を求めた場合であっても、当施設が対応していない電磁的記録媒体での書類等に関する提出や受領はできない場合があります。

第26条(情報揭示)

当施設は、当施設の運営規定や重要事項等に関する情報を、書面揭示の他、下記インターネット上にて公表します。

- ① 当法人ホームページ <https://kuwasakikai.jp>
- ② 介護サービス情報公表システム <https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp>

第27条(合意管轄)

本契約に起因する紛争に関して訴訟の必要が生じた時は、利用者の住所地の地方裁判所をもって第一管轄裁判所とすることを、甲及び乙は予め合意します。

第28条(契約に定めのない事項)

この契約に定めのない事項及び疑義がある場合は、介護保険法令その他法令の定めるところにより、甲、乙及び甲の身元引受人が協議の上、誠意をもって処理するものとします。

以上の契約の証として本契約を式通作成し、甲と乙は記名押印の上、各自その壱通を保有します。

年 月 日

<利用者>

住 所

ふりがな
氏 名 印

<契約者>

住 所

ふりがな
氏 名 (続柄) 印

<事業者>

住 所 栃木県佐野市免鳥町472-1

事業者名 医療法人 社団 桑崎会 印

<事業所代表者>

住 所 栃木県佐野市免鳥町496

代表者名 医療法人 社団 桑崎会
理事長 桑崎 彰嗣 印
